

平成 3 0 年 度

監査結果に基づく措置状況集録

瀬戸市監査委員

平成30年度 監査結果に基づく措置状況一覧

実施年月	対象課名	改善、検討事項	措置結果公表日 (公告日)	備考	頁
H30 9	まるっとミュージアム課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	H30.11.30		1
	環境課	1 改善事項(1)ア(ア)	H30.11.2		3
10	文化課	—	—		—
	生活安全課	—	—		—
	教育政策課	1 改善事項	H31.1.7		4
11	人事課	—	—		—
	スポーツ課	—	—		—
	財政援助団体 瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会	1 改善事項(1)、(2)、(3)	H31.3.4	所管課： 地域振興部 産業政策課	5
12	シティプロモーション課	—	—		—
	財政課	—	—		—
	小学校5校 中学校2校	—	—		—
H31 1	クリーンセンター	—	—		—
	維持管理課	1 改善事項(1)ア、(2)ア、(3)ア	H31.3.4		6
	学校教育課	1 検討事項(1)ア(ア)	H31.4.2		8
2	ものづくり商業振興課	—	—		—
	市民課 市民サービスセンター	1 改善事項(1)ア(ア)(イ)	H31.4.1		9
	工事監査	—	—		—
3	健康課	—	—		—
	保育園4園 児童発達支援センター	—	—		—
	財政援助団体 瀬戸市老人クラブ連合会	—	—	所管課： 健康福祉部 高齢者福祉課	—

* 工事監査 穴田配水場築造工事

* 小学校 (深川、道泉、祖母懐、古瀬戸、東明小学校)

* 中学校 (祖東、南山中学校)

* 保育園 (西保育園、南保育園、水北保育園、品野西保育園)

改善事項の措置通知（地域振興部：まるっとミュージアム課）

監査期間 平成30年 8月 1日から
平成30年 9月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項 (1) 経理事務、契約事務 ア 東海自然歩道パトロール業務委託 消耗品費で、契約の相手方が作成する契約書に使用する収入印紙の代金が公費で支出され、契約書に貼付されていた。収入印紙は、印紙税を納付するために使用する証票であり、当該契約の場合、市が作成する契約書については、印紙税法第5条により非課税となるが、契約の相手方が作成する契約書は同法第3条により課税文書となり、同条の規定により、その納税義務者は契約の相手方となるため、公費での支出を継続することは適正な取り扱いではないと考えられる。 関係法令等を確認し、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項 (1) 経理事務、契約事務 ア 東海自然歩道パトロール業務委託 財政課と指摘事項について協議し、次年度以降、収入印紙の代金については、パトロール員に支出していただくことと改善しました。</p>

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>(2) 指定管理事務 ア 基本協定書</p> <p>基本協定書第6条第1項により、市に所有権が帰属する備品の取得を指定管理者が行っているが、市の備品台帳に登録がされていなかった。また、同条第3項で指定管理者に義務付けられている備品台帳の備え付け及び備品についての定期異動報告がなされていなかった。</p> <p>市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、協定書で定められた備品の管理につき再度確認を行い、指定管理者を適切に指導監理するよう改善されたい。</p>	<p>(2) 指定管理事務 ア 基本協定書</p> <p>指摘事項を指定管理者へ伝え、基本協定書第6条第3項に基づき、備品台帳の備え付け及び定期異動報告の徹底を指導しました。</p> <p>また、指定管理者の備品台帳登録備品が市の備品台帳においても確認できるように改善しました。</p>

改善事項の措置通知（市民生活部：環境課）

監査期間 平成30年 8月 1日から
平成30年 9月25日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項 (1) 財産管理事務 ア 備品管理 (ア) 前回の定期監査において指摘をしたところであるが、備品シール等による管理がされていない状況が見受けられたので、適正な備品管理を行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項 (1) 財産管理事務 ア 備品管理 (ア) 備品シールが貼付されていない備品すべてに貼付しました。 今後は、検収担当が備品納品を確認する際に、備品シールを貼付し、その後に支出命令書を起案するよう徹底します。</p>

改善事項の措置通知（教育部：教育政策課）

監査期間 平成30年 9月 3日から
平成30年10月24日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>教育関連情報システムネットワークの設置状況について、情報セキュリティの観点から、設置状況が適切でないものが見受けられた。</p> <p>教育に関する情報システムは、児童生徒の機微な個人情報を含む重要な情報資産を取り扱うものであるため、適切な管理が求められる。</p> <p>C I S O（最高情報セキュリティ責任者）主導により、情報政策推進部署と連携し、瀬戸市情報セキュリティポリシーに基づく適切な運用を行うよう速やかに改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>情報セキュリティ委員会の指示により、暫定措置として下記の措置をとることとしました。</p> <ul style="list-style-type: none">•教育サーバー用のラックに扉を設置し、通常時は施錠し、鍵はデジタルリサーチパークセンター長が厳重に管理する。•サーバールームの出入り口を常時施錠し、鍵はデジタルリサーチパークセンター長が厳重に管理する。 <p>また、次期システム更新時に情報政策課電算室への移設等抜本的な改善を行う。</p>

改善事項の措置通知（地域振興部：産業政策課）

監査期間 平成30年10月 1日から
平成30年11月22日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 団体の会計及び財産管理について、瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会会計処理規程に定められている会計処理及び財産管理が行われておらず、財務諸表等が作成されていない状態であった。</p> <p>会計処理規程について再度確認を行い、団体に定めた規程と実状とで不整合な状態とならないよう改善されたい。</p> <p>(2) 瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会内部監査実施規程に基づく内部監査が規程どおりに実施されていなかった。</p> <p>内部監査実施規程について再度確認を行い、適切なリスクマネジメントを行うことができるよう改善されたい。</p> <p>(3) 地方税の課税対象となる財産を保有しているが、申告及び納税がなされていなかった。</p> <p>関係各課税団体に確認を行い、適切な税務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会会計処理規程を確認し、団体に定めた規程と実状とで不整合な状態の見直しを行うように改善することとしました。</p> <p>(2) 瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会内部監査実施規程を確認し、適切な処理を行うこととし、改善することとしました。</p> <p>(3) 税務課に確認し、申告及び納税が必要なことが判明したため納税をすることとしました。</p>

改善事項の措置通知（都市整備部：維持管理課）

監査期間 平成30年12月 3日から
平成31年 1月24日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項 (1) 経理事務</p> <p>ア 督促状（道路占用料条例及び河川管理条例に基づく占用料） 公印省略取扱要領において公印省略扱いの対象とされていないが、公印省略の取扱いがなされていた。</p> <p>また、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定されている教示がなされていない。</p> <p>当該債権に係る督促は、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められる重要な行政処分であると考えられることから、再度関係法令等の確認を行い、債権管理総括部署と連携し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項 (1) 経理事務</p> <p>ア 督促状（道路占用料条例及び河川管理条例に基づく占用料） 公印を押印するよう改善しました。</p> <p>また、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定されている教示について、教示するよう改善しました。</p>

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>(2) 財産管理事務</p> <p>ア 備品管理</p> <p>過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。また、備品台帳に登録されているが備品が見当たらないものや、他課へ所管換えされているが備品台帳の所管換え手続きが漏れているものが散見された。</p> <p>市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。</p> <p>(3) 出納員関係</p> <p>ア 過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、瀬戸市出納員等に関する規則に定められている出納員の身分を証する証票が作成されていなかった。</p> <p>出納員の身分を証する証票は、瀬戸市出納員等に関する規則により、公金を収納する際に必要なものとして規定されているため、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>(2) 財産管理事務</p> <p>ア 備品管理</p> <p>廃棄されたものは台帳から削除し、見当たらないものは登録し、他課に移管されているものは削除しました。</p> <p>(3) 出納員関係</p> <p>ア 出納員の身分を証する証票を作成しました。</p>

検討事項の措置通知（教育部：学校教育課）

監査期間 平成30年12月 3日から
平成31年 1月24日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>1 検討事項 (1) 経理事務 ア 歳入関係 (ア) 平成29年4月からの学校給食費の公会計化を受け、その債権管理の手順が統一されていない事例が見受けられた。 債権管理を総括する財政課と連携しながら、関係法令等を確認し、適切な債権管理が行えるよう検討されたい。</p>	<p>1 検討事項 (1) 経理事務 ア 歳入関係 (ア) 債権管理を総括する財政課と連携しながら、督促するタイミング等の債権管理の手順を統一し、平成31年度中にマニュアル等を作成して適切な債権管理が行えるようにします。</p>

改善事項の措置通知（市民生活部：市民課）

監査期間 平成31年 1月 4日から
平成31年 2月26日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書（電光掲示板、発券機保守業務委託）</p> <p>前回の定期監査において指摘をしたところであるが、法令等を確認のうえ、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(ア) 契約書で改正前の独占禁止法の条項が引用されている。</p> <p>(イ) 契約書で、刑法の第96条の6とすべきところ、第96条の3と記載されている。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書（電光掲示板、発券機保守業務委託）</p> <p>指摘のあった契約について、次のとおり改善しました。</p> <p>(ア) 契約書中、独占禁止法の条項「第8条第1項第1号」と記載されている箇所の「第1項」を二重線で抹消し、当事者双方の訂正印を押印することにより、双方で保管しているすべての契約書について訂正を行いました。</p> <p>(イ) 契約書中、刑法の条項「刑法第96条の3」と記載されている箇所の「3」を二重線で抹消、「6」と記載し、当事者双方の訂正印を押印することにより、双方で保管しているすべての契約書について訂正を行いました。</p>